

プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等（生成されたガス等をそのまま燃焼させているもの）に関する検討会について

1. 趣旨

プラスチック製容器包装の再商品化におけるガス化手法等のうち、生成されたガス等をそのまま燃焼させているものの取扱いについては、「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」（平成 22 年 10 月中環審・産構審合同会合）を踏まえ、最終的な結論が得られるよう、今後、十分に議論していくことが必要である。

このため、当該議論に必要となる識見を有する者を招いた検討会を開催するもの。

2. 検討内容

上記取りまとめを踏まえ、ガス化手法等のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについて燃料利用と同等に扱うことが適当か、技術・政策的見地等から十分な検討を行う。

- (1) 技術的見地・・・燃料ガス化等と固形燃料の燃料利用との差異
- (2) 政策的見地・・・再商品化履行上の支障の有無、連携協働主体の理解

など

3. 検討会の取扱い

本検討会は公開で行うものとし、資料・議事録は環境省・経済産業省ホームページ等に掲載する。

4. 検討スケジュール

○第 1 回（本日）

- ・ 現行該当する燃料ガス化を行っている事業者からのヒアリング
- ・ 上記の技術的見地、政策的見地等からの検討・議論

○第 2 回（5 月 15 日（月）10:00～予定）

- ・ 本日の議論を踏まえ、燃料ガス化について現行の取扱いを変更するか（燃料利用と同等に扱うか）、変更する場合はその時期等を議論・取りまとめ

※ なお、取りまとめに至らない場合には、第 3 回検討会を 5 月目途に改めて開催

5. 留意事項

- (1) 本検討会における議論の結果を踏まえ、現行の取扱いを変更する場合、審議会で審議を行う。
- (2) 本年夏頃を目途に最終的な結論が得られるように、十分に議論を行っていく。
- (3) 取扱いを変更する場合、適切な形（例：基本方針改正）で明示を行う。

（以上）